

我が国初！バーチャルAIS航路標識の運用開始について

第五管区海上保安本部では、船舶交通の安全確保を図るための新たな取り組みとして、船舶自動識別装置(AIS)を活用し、航海用レーダー画面上にシンボルマークを仮想表示させる、「バーチャルAIS航路標識」の正式運用を11月1日(日)から開始します。

1 バーチャルAIS航路標識と導入のメリット

AISは、針路、速力などの船舶の動静に関する情報だけでなく、航行船舶の指標となるシンボルマークを表示させる機能を有しています。

バーチャルAIS航路標識は、このAISの機能を用いて、水深が非常に深いなど航路標識の設置が困難な海域において、実際には存在しない航路標識を航海用レーダーの画面上に表示させ、船舶交通の安全を図るものです。

2 運用開始日等

(1) 運用開始日

平成27年11月1日(日)

(2) 表示場所(下図の3箇所)

明石海峡航路東口(兵庫県神戸市沖合)

友ヶ島水道(由良瀬戸)北方及び

南方(和歌山県和歌山市沖合)

明石海峡(表示イメージ)



● 明石海峡航路北東方バーチャルAIS航路標識(左舷標識)

Bn: 北緯 34-36-19.8 東経 135-04-55.0

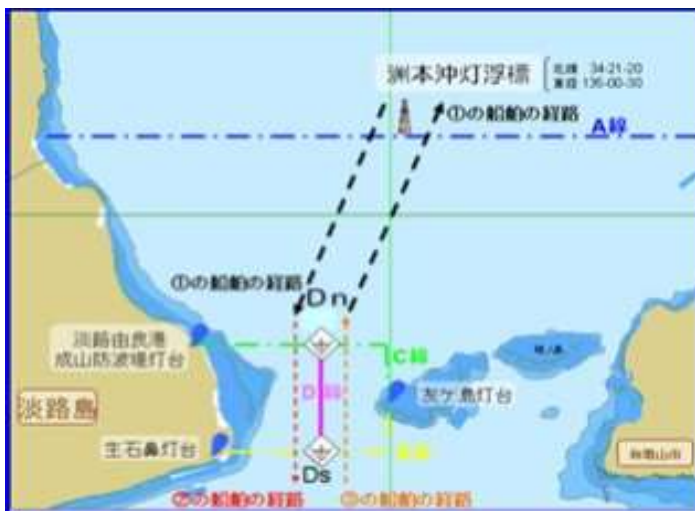
MMSI 番号 994316201

(表示名称 V/#***/AKASHI-NE)

明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

- ① 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50メートル以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200メートル以上離れた海域を航行すること
- ② 明石海峡航路を出て東航する長さ50メートル以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200メートル以上離れた海域を航行すること

友ヶ島水道(表示イメージ)



● 由良瀬戸北方バーチャルAIS航路標識(安全水域標識)

Dn(D線北端):北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0

(友ヶ島灯台から315度、2, 660m)

MMSI 番号 994316202

(表示名称 (V/#***/YURASETO-N))

● 由良瀬戸南方バーチャルAIS航路標識(安全水域標識)

Ds(D線南端):北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0

(Dnから180度、3, 380m)

MMSI 番号 994316203

(表示名称 (V/#***/YURASETO-S))

由良瀬戸(友ヶ島水道)付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左舷に見て航行すること

② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、

・D線の西側の海域を航行すること

・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること

③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、

・D線の東側の海域を航行すること

・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること